

四日市市上下水道局告示第 33 号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図書は、四日市市上下水道局管理部生活排水課に備え置いて縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 1 6 日

四日市市上下水道事業管理者 伴 光

1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日

令和 7 年 6 月 3 0 日

2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する施設の位置

四日市市上下水道局管理部生活排水課に備え置く図面のとおり

3 分流式にて、公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域

（1） 三重郡川越町大字亀崎新田80番地2、北勢沿岸流域下水道北部浄化センターを終末処理場とする区域

大矢知町、松寺二丁目、城山町、生桑町

の各一部

（2） 四日市市寿町2番8号、日永浄化センターを終末処理場とする区域

芝田一丁目、室山町、西日野町、追分三丁目、小古曾一丁目

の各一部

4 縦覧期間

令和 7 年 6 月 1 6 日 から 令和 7 年 6 月 3 0 日まで

（上下水道局 管理部 生活排水課）